

# カットオフラインが確認できない自動車 などのロービーム計測について

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1 については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するために、令和6年8月1日から、最高光度点の位置によるロービーム計測方法を見直します。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

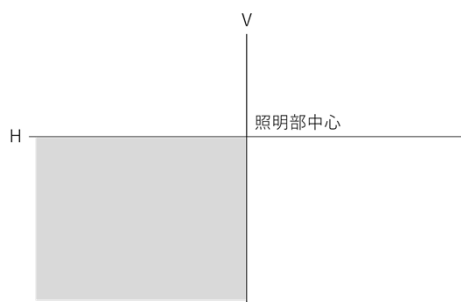
## 最高光度点の位置によるロービーム計測方法

### 1. 対象となる自動車

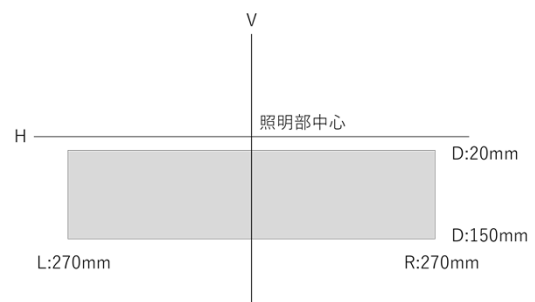
- カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯 (レンズの表面にくもりがないものに限る。) を備える自動車
- 指定自動車等以外の自動車 (注) 指定自動車等以外の自動車は「エルボ一点の位置による計測」又は「最高光度点の位置による計測」のいずれかでロービームを計測します。

### 2. 計測値の判定

- 最高光度点の位置：次のいずれかの範囲内にあること
- 最高光度点における光度：1灯につき6,400cd以上であること



又は



※照明部中心高さ1m超えの場合は、  
20mmを70mmに、150mmを200mmに読み替える。